

教育委員会 7 月定例会会議録

1. 日 時 平成 27 年 7 月 28 日(火)午後 4 時 00 分
2. 場 所 土浦市教育委員会大会議室
3. 出席委員 委員 長 小 原 芳 道
職務代理者 橋 本 重 信
委 員 木 下 謹 子
委 員 説 田 賢 哉
教 育 長 井 坂 隆
4. 委員以外の出席者
教 育 部 長 湯 原 洋 一 参 事 栗 栖 宣 博
教 育 総 務 課 長 根 本 卓 也 学 務 課 長 望 月 亮 一
生 涯 学 習 課 長 今 野 修 文 化 課 長 杉 田 真 彦
ス ポ ー ツ 振 興 課 長 星 田 洋 一 指 導 課 長 小 島 勝 則
図 書 館 長 大 貫 三 千 夫
5. 議 題
 - (1) 議 案
 - ① 議案第 14 号
平成 28 年度使用教科用図書の採択結果の送付及び議決書の提出について
(指導課) (非公開)
 - (2) 報告事項
 - ① 土浦市私立幼稚園就園奨励費補助金交付要項の一部改正について (教育総務課)
 - ② 土浦市私立幼稚園園児の保護者に対する助成金交付要項の一部改正について
(教育総務課)
 - ③ 土浦市新治地区小中一貫教育学校整備基本計画に関する提言書について (教育総務課)
 - ④ 通学バス運行に伴うかすみがうら市戸崎原地区の区域外就学協定の見直しについて
(学務課)
 - ⑤ 夏休み子ども講座の開催について (図書館)
 - ⑥ 図書館資料の購入及び取り扱いについて (図書館)
 - ⑦ 第 74 回国民体育大会競技の追加について (スポーツ振興課)
 - (3) その他
6. 傍聴者 なし
7. 議事内容

委 員 長 皆さんこんにちは。お暑いところ、お集まりいただき、ありがとうございます。
7 月定例会をただいまより開会いたします。

初めに、教育長より報告事項をお願いいたします。

—————6月24日以降の行事について報告—————

教 育 長
委 員 長

ありがとうございました。ただいまの教育長よりの報告でありましたが、何かご質問ありますか。特にありませんか。それでは教育長よりの報告事項については以上で終わりたいと思います。

次の議案に入りますけれども、議案に入る前に今回の議案第14号の非公開についてお諮りしたいと思います。議案14号は平成28年度使用教科用図書の採択結果の送付及び議決書の提出についてでありますけれども、茨城県第6採択地区教科用図書選定協議会において、教科用図書の選定、採択、その他の事務処理が終了する平成27年8月31日まで情報公開することができないことから、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条第7項の規定により、非公開にすべき案件と考えますが、よろしいでしょうか。

委 員 長

ありがとうございます。それでは、議案第14号は非公開ということをお願いいたします。

【 議案第14号「平成28年度使用教科用図書の採択結果の送付及び議決書の提出について」を協議 】（非公開）

それでは、4の報告事項に入ります。

報告事項の1番、土浦市私立幼稚園就園奨励費補助金交付要項の一部改正について、教育総務課をお願いいたします。

教育総務課

資料の方は9ページをお願いいたします。

私立幼稚園就園奨励補助金につきましては、土浦市内に住所を有する私立幼稚園に通園する園児の保護者の保育料の支払い経済的負担の大きい世帯に対しまして、補助金を交付して保護者の負担軽減を図っているものでございます。

今回の改正の趣旨でございますが、今回の改正につきましては、国の制度改正による交付要項の一部改正を行うものですが、本年4月より施行されました子ども・子育て支援新制度の施行に伴いまして、補助の対象が新制度に移行しない私立幼稚園の園児となったこと、また、補助限度の改定に伴う補助要項を一部改正するものでございます。

2番の主な改正内容につきましては、新制度に移行する私立幼稚園を補助対象外とする項目です。

次に、補助基準額の算定に当たりましては、市民税所得割課税額により判定する。また、市民税非課税世帯及び市民税所得割の非課税世帯の補助限度額を引き上げるものでございます。これにつきましては、本年4月1日より適用するものでございます。

12ページをお願いします。

新旧対照表でございます。右側の改正後の条文で、第1条の補助金交付の対象者に係る規定でございますが、網掛けで記載のとおり、子ども・子育て支援新制度に移行した園を対象外とするものでございます。

続きまして、13 ページをお願いします。

各世帯の区分に応じた補助限度額の行でございます。まず、世帯区分、左側の区分でございますが、区分の1から6のうち、2と3につきましては、市民税及び市民税の所得割が非課税世帯に対する補助限度額を引き上げるものでございます。また、4と5につきましては、年少扶養控除の廃止に伴いまして、補助基準額を子どもの数により変動させる方式から、右の表の4とここに記載のとおり、市民税の所得割課税額により判定する方式に改めるものでございます。

14 ページをお願いします。

こちらにつきましては、幼稚園にいる園児にお兄さんやお姉さんが小学校1年から3年在学する場合の補助限度額でございます。こちらにつきましても内容は同じものでございます。

説明は以上でございます。よろしくをお願いします。

委員 長

ありがとうございます。私立幼稚園の就園奨励費補助金交付要項の一部改正についてということですが、ただいまの説明についての何かご質問、ご意見あれば、お願いいたします。移行しないというところですよ。

教育総務課
委員 長

移行しない従前のままというところに出すということです。

その文言をかえたということですね。これに関しては特によろしいですかね。ありがとうございます。報告事項1番については承認といたします。

続きまして、報告事項の2番目、同じく土浦市の私立幼稚園児の保護者に対する助成金交付要項の一部改正について、総務課をお願いします。

教育総務課

続きまして、15 ページをお願いします。

こちらの改正も国の制度改正に伴う改正になります。市内に住所を有しまして、市内及び隣接市町の私立幼稚園に就園する園児の保護者の経済的負担軽減を図るため、園児1人当たり月額3,000円の助成金を市の単独事業として交付しております。1の改正の趣旨につきましては、この助成金が私立の幼稚園児の保護者が対象になります。本年4月より施行された子ども・子育て支援新制度施行に伴いまして、助成金等の対象が私立の園児の保護者に加えまして、新たに認定こども園に移行した園の幼稚園教育を受ける1号認定を受けた子どもの保護者も対象となることから、交付要項の一部改正を行うものでございます。

2番の主な改正内容につきましては、助成対象に認定こども園の1号認定を受けた者を追加することから、(3)私立幼稚園等の定義に、私立認定こども園を加えること、また、(4)で、園児の定義につきまして、私立認定こども園に就園する認定を受けた子どもを加えるということで、こちらも4月1日から施行するものでございます。

18 ページをお願いします。新旧対照表でございます。

第2条の用語の意義、こちらにつきまして、改正後の条文で、(1)番の私立幼稚園等の定義で、そこに「イ」として私立の認定こども園を加えます。また、(2)番の園児の定義におきましても、イで認定こども園の1号認定を受けた園児を加えるものでございます。

以降、28 ページまでが関係箇所を改正する様式の変更となっております。

説明は以上でございます。よろしく申し上げます。

委員 長

ありがとうございます。報告事項2番は土浦市私立幼稚園園児の保護者に対する助成金交付要項の一部改正についてということですがけれども、何かご質問ありますか。ご質問、ご意見等あれば。この認定こども園の1号認定の園児というのはどういうことをいうんですか。

教育総務課

これは幼稚園教育を受ける子どもです。

委員 長

幼稚園教育を受ける子ども。認定こども園に行ってみんな幼稚園教育を受けている。受けない子もいる。

教育総務課

0歳から3歳までの保育を受ける子ども。

委員 長

0歳から3歳までという。4歳以上ですか。それを1号認定というんですか。わかりました。そうすると認定こども園の保育園児は除くということね。

教育総務課

そうです。

委員 長

よろしいでしょうか。先ほどの1番のところ、改正になった、認定こども園関係で文言の改正があったということで、よろしいでしょうか。ありがとうございます。報告事項2番目を承認いたします。

続きまして、3番土浦市新治地区小中一貫教育学校整備基本計画に関する提言書について、総務課お願いします。

教育総務課

それでは資料が別添になります。土浦市新治地区小中一貫教育学校整備基本計画に関する提言書でございます。

先月、6月の定例会におきまして、6月5日に第5回新治地区小中一貫教育学校整備基本計画策定委員会を開催して、提言書の案について検討していただいた旨報告させていただいたところでございますけれども、その際の意見等を反映させた提言書が去る7月21日に小場瀬委員長より提出されたものでございます。

内容ですけれども、施設整備に関する提言内容につきましては、4月の定例会において施設整備の基本方針を説明させていただきまして、その内容と変更はございません。施設的には既存中学校施設を活用しながら、その南側に新しい小学校校舎を建てる並行配置という案で整備を進めるものでございます。そちらの詳細につきましては、こちらの提言書の方を後ほどごらんいただければと思います。

また、今後のスケジュールでございますが、この提言をもとに現在基本設計を行っております。来年2月には実施設計が完了する予定でございます。28年度、29年度に校舎の新設、既存校舎、体育館の改修を行い、平成30年4月の開校に向け進めるものでございます。

説明は以上でございます。

委員 長

ありがとうございます。新治地区の小中一貫教育学校整備基本計画に関する提言書についてですけれども、この提言書を見まして、何かご意見ご質問があれば、お願いいたします。前回、前々回でしたか、並行案が出ましたね。

教育総務課

4月でした。

委員 長

大体あれと同じですよ。一回説明があったかと思うんですけど、そのとき出た周りのフェンスとか、そういうのは出ているんですか。

教育総務課

外構につきましては、防犯という面もありますけれども、余り閉鎖的にならないよ

うな、見通しのよいものを考えていきたいと考えていますけれども、今も防犯カメラが4カ所設置されておりますけれども、そちらの配置場所とか、そういったものを検討しながら実施設計の方に取り組んでまいりたい、安全面を十分に配慮して取り組んでいきたいと思えます。

委員 長
教育総務課

何かご意見はありますか。よろしいでしょうか。

73 ページの方が施設の配置図になります。こちらも4月にお示したものと変わりはないです。

委員 長
教育総務課

プールの件はどうなんですか。

プールにつきましては、解体撤去しまして、後につくらない。開校後、統合後のプールの授業、水泳の授業につきましては、民間の施設など既存施設を活用して体育の授業を行っていくというような方針でございます。

委員 長
教育総務課

それに関しては反対意見とかなかった。

委員の方からは新治地区からプールがなくなってしまう、そういった親水施設がなくなってしまう、親水施設とは違うんですけども、そういった施設がなくなってしまうのはどうかということや、先生方の方からプールの授業に対する先生方の負担というような意見が出たんですけども、そういった負担を乗り越えて子どもに対して教えていくのが教育だろうというようなご意見もあったんですけども、最終的には民間プールを利用した授業で。

委員 長

そちらでいくことにしたということですか。よろしいでしょうか。橋本先生、よろしいですか。

橋本委員

読ませてもらったら、いろいろ随分工夫されているので、ただ、先ほど言ったように安全面というか、防犯上北側が随分山林になっていて、向こう側のフェンスも少しはあるんですけども、外側の周りにはフェンスが全然ないし、防犯面でこれから考慮していくというのと、プールの所がテニスコートの予定になるということですかね。

教育総務課
橋本委員

テニスコートを予定しています。

テニスコートはいいと思うんだけど、小学生が西側の方の芝生に移行する。砂場はあるんだけど、小さい子というのはやっぱり砂遊びというか、遊具もそうなんですけど、砂で小学校1、2年ぐらいはそういうものでいろいろなことを覚えるんですよ。神経的なものとか知的なものを含めて、やっぱり中学生と併用はできないだろうと思うので、その辺をうまく、子どもが遊ぶ砂場というのはとても大事なものじゃないかと思うんですね。いろいろ環境を整える上で子どもたちにプラスになるように考えてもらえればと思っている。

教育総務課

73 ページの配置図を見ていただきますと、左側の真ん中辺りの四角い所が芝生、ここには遊具は設置する予定なんですけれども、今言った砂場とかそういったものも設計をやっていく中で検討をしていきます。

委員 長

砂場書いてあるよね。芝生広場の所に。小さいけど砂場と書いてある。もともとテニスコートあった所で。

橋本委員

芝生の所に。

委員 長

芝生がない所に遊具とか鉄棒とか置いて、そこに砂場があるというようなイメージ

ですかね。こういう感じでもよろしいですかね。もうちょっと大きくしますか。ちょっと小さくてわからないですね。

橋本委員

一つだけいいですか。教室の方で特別支援教室を今の区分で小1、中1、知的と情緒と四つあったのを一つ一つ、知的なものが2教室、情緒が2教室で合わせて4クラスというふうに最大設定が。これがやっぱりクラスが空いているので心配ないんだろうと思うんですけども、これからの特別支援を考えると、その辺が一番どうなんだろう。特に知的よりも情緒的な面のクラスが少しふえていくのかなというふうに思うんですよね。その点を検討してもらえればありがたいと思うんです。

委員長

ほかにはありますか。よろしいですか。それでは新治地区の小中一貫教育学校整備基本計画についての提言は承認といたします。ありがとうございました。

続きまして、4番目、通学バス運行に伴うかすみがうら市戸崎原地区の区域外就学協定の見直しについて、学務課お願いします。

学務課

学務課でございます。学務課の方から、資料の29ページになりますが、通学バス運行に伴うかすみがうら市戸崎原地区の区域外就学協定の見直しについて、ご報告させていただきます。

まず、現状でございますが、かすみがうら市戸崎原地区の児童生徒につきましては、かすみがうら市内の小中学校への通学が遠距離でございまして、困難なことから、長年にわたりまして区域外就学協定に基づいて本市の上大津西小学校及び土浦第五中学校の方へ就学しているところでございます。

このたび、かすみがうら市では七つの小学校の統廃合によりまして、来年28年度より二つの統合校になることが決まりまして、スクールバスが運行されるという予定でございまして。それに伴い、地元の小中学校への就学が可能になるというものでございます。資料30ページの方に統廃合の様子を記載してございますが、そもそも地元の方から要望もございまして、かすみがうら市の新しい学校への通学バスの運行が可能になったということでございます。

現在、対象となる上大津西小学校と土浦五中の区域外就学を受けている児童生徒といたしましては、資料の中ほどに記載のとおり、10名おりますけれども、かすみがうら市学校教育課では今後8月中旬に地元戸崎原地区の住民にこの点につきまして説明会を行う予定とのことでございます。

こうした状況に伴いまして、これまでの区域外就学協定の見直しなどを今後かすみがうら市と検討していきたいと思っておりますので、ご報告させていただくものでございます。

なお、課題といたしましては、上大津西小学校や五中に現在就学中の児童生徒がおりますけれども、今後この協定の見直しに伴ってそういった生徒を継続的に今の学校のままにするのか、その辺の詳細につきましてかすみがうら市と協議してまいりたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

説明は以上でございます。

委員長

ありがとうございます。小学校の統合は来年から決定なんですね。戸崎原地区というのは地図でいうとどの辺になるんですか。

学務課

印がなくて申しわけございませんが、この地図でいいますと、新しい学校が南小学

校というのがありますけれども、これが国道沿いにありまして、国道を西の方に行きますと、上大津地区と隣接するような形で国道沿いの所がちょうど戸崎原地区になっていまして、ここがその区域ですが、上大津西小学校と土浦五中が地図に出てこないものですからわかりづらいんですが、かすみがうら市の今現在、区域になっている下大津小学校が本来の戸崎原地区の学区なんです。

委員 長
学務 課

北にあるんですか。

はい。そこよりも上大津西小学校が距離的には近いという事情の中で現在区域外就学をしている。

委員 長
学務 課

今登校は歩いて行っているんですか。上大津西は結構遠いようですけれども。歩いて。南小に行くのはバスで。

委員 長
学務 課

はい。今度はバスが通っていくことになってございますので。

見直しということは、やはり土浦じゃなくて、向こうの南小に行ってもらおうというような話なんですかね。

学務 課

原則といたしましては、今での通学が困難だという事情が解消されますので、原則的には地元の学校に行っていただくんですが、いろいろ課題のところにもありますけれども、やはりお兄ちゃん、お姉ちゃんが在学しているという場合もございまして、それについては柔軟に対応できるようにというふうに今後考えていきたいと思えます。

委員 長
学務 課

わかりました。見直しというのは向こうから言ってきた。

今現在の協定はもう生かせなくなるというものですから。

委員 長
教育 長

わかりました。何かご意見ありますか。

29 ページの課題の部分で、大阪の 10 歳の小学生がこういう学校の統廃合があることで兄弟の行く学校が分かれてしまったと。そういう中で自殺事件がたしか三年前くらいにあったので、兄弟で違う学校へ行くとか、このことは十分に留意しないとイケない。もし、かすみがうらから話があったときには、土浦市としては全国の事例を調べた上で対応した方がいい。

委員 長

最低限今通っている子どもたちはそのままという、そういう方向でしょうけれども、今西小に来ている子どもが中学校へ行くときは統合した中学校へ行くわけですね。今まではどうしていたんですか。上大津西に来ていた区域外から来ていた人はみんな五中に行ったんですか。

学務 課
委員 長

五中の方に。

でも、霞ヶ浦中って今度できたんでしょ。区域外から来て霞ヶ浦中に行った子はいないんですか。

学務 課
委員 長

いないというふうに聞いております。

みんな五中に行っていたわけですね。

学務 課

はい。

委員 長

少なくともそれは見直しですかね。

学務 課

基本的な部分といたしまして、在学中の児童生徒については、やはり途中から学校をかえるというのは非常に問題がありますので、卒業するまで。

委員 長

だから教育長が言ったように、兄弟が五中に行っていて、下の子が別な所へ行くと

いうのも、遠くなるというところがありますが、そうするとしばらく手をつけられないですね。

学 務 課 在学中の問題とあわせて、兄弟姉妹の部分についても配慮できるような形で考えていくべきかと思っておりますけれども、かすみがうら市と今後考えていくこととなりますので。

委 員 長 その辺をよろしく願いいたします。それではよろしいですかね。

5番目、夏休み子ども講座の開催について、図書館お願いいたします。

図 書 館 図書館でございます。図書館からは夏休み子ども講座の開催についてご報告させていただきます。31ページをお願いいたします。

この講座の目的ですが、学校の夏休み期間におきましては、土浦市に関する調べ物を初め、自由研究や読書感想文などの夏休みの宿題に、図書館に来られる小学生がたくさんおります。そのような小学生を対象にいたしまして、図書館の資料とあわせ、実際に土浦市役所のさまざまな業務に携わる職員による仕事の生きた話や実験を通して、楽しみながら学ぶことで土浦市に関するものに理解を深めるとともに、本を使っているいろいろなものを調べることも同時に学んでいただけるように支援するものです。

対象としましては、土浦市内在住の小学3年生から6年生とさせていただきます。

各講座の定員は20名程度とし、状況に応じて多めに対応させていただきます。

図書館の調べ方講座については定員5名としております。

4番の講座内容ですが、このとおりになりますが、まず7月30日、環境衛生課の職員に講師をお願いしまして、土浦市のごみやりサイクルについて学ぶ「ごみ減量大作戦!」、一つ飛ばしまして、8月7日には商工観光課に依頼しまして、夏休み以降の花火大会やカレーフェスティバルと土浦で開催されているイベントについて学んでいただく「つちうら秋のイベント大図鑑」、8月18日には環境保全課の協力で霞ヶ浦の水の浄化や水質実験などを通して霞ヶ浦を学んでもらう「目指せ!霞ヶ浦の達人!」、そして8月の毎週水曜日には図書館職員による「図書館調べ方講座」ということで、図書館の本を使って調べ物をしていただきます。また、表の上から2番目にあります8月4日、8月8日ですが、こちらは市の職員とは別に、日本技術士会の茨城県南支部にご協力をいただきまして、楽しみながら理科を身近に感じてもらえるように「おもしろ科学実験教室」の講師として講座をお願いする予定になっております。

こちらの方は、周知方法は「広報つちうら」、また図書館で発行しております「図書館だより」、図書館のホームページ、「常陽リビング」等に周知しておりまして、現在募集しているところでございます。

説明は以上です。

委 員 長 ありがとうございます。夏休み子ども講座の開催についてのご説明でしたけれども、ご意見、ご質問等あれば、お願いいたします。

木 下 委 員 これは大体2時間ぐらいですか、1時間半ぐらいですか。

図 書 館 小学生が対象ということで大体1時間ぐらいです。その後に講座の内容に限らず、夏休みの宿題等で質問や相談があれば受け付けますという感じで、時間は前後しま

すが、おおよそ講座自体は1時間ぐらいと考えています。

木下委員

定員5名というすごく少人数での指導をしてもらうわけなので、ぜひ中身が濃いものであってほしいなと期待するんですけども、講師の方たちが専門的にしていただくわけですので、ぜひ子どもたちが短時間でですけども、調べたものが何らかの形でまとめられたり、夏休みの成果物として学校に行ったときに作品展がありますけど、『図書館で調べたコーナー』か、何かで発表できるような、そういう流れにもっていったらいいのかなと。ただ勉強しました、終わりましたではなくて、その後の発表というような場を設けてもらった子どもたちのモチベーションが少し上がるのかなと思いますので、よろしくをお願いします。

委員長

ほかにはございますか。よろしいですかね。定員オーバーするぐらい参加者はいるんですか。

図書館

講座によって多少のばらつきはあるのですが、現時点で例えば「ごみ減量大作戦！」は今週ですが、もう14人の応募がありまして、技術士会の理科実験は子どもたちが興味あるのか、もう定員を超えているものもございます。

委員長

そうですか。子どもたちもいろいろ勉強の機会があつていいと思います。よろしいでしょうか。ありがとうございます。それではよろしくお願ひいたします。続きまして、図書館資料の購入及び取り扱いについて、これも図書館で願ひいたします。

図書館

資料の32ページをお願いいたします。

図書館資料の購入及び取り扱いについてご説明いたします。

こちらは書名『絶歌』、著者元少年Aということで、皆様もご存じかと思いますが、1997年に発生しました神戸連続児童殺傷事件の加害者であります元少年Aと名乗る加害者が書いたとされる『絶歌』が今年の6月11日に出版されました。図書の内容としましては、神戸連続児童殺傷事件に至る経緯から犯行後の加害者の社会復帰に至る過程までを自ら綴っている内容とされております。

この図書につきましては、遺族の許可なく出版されたこと、著者が成人しているにも関わらず、匿名であること、被害者の方は実名であることというようなことで、遺族感情への配慮から書店や図書館での扱いが懸念されまして、新聞等でも取り上げられている状況でございます。ただ、現在では出版差し止め等の裁判には至っていない状況でございます。

3番の図書の購入についてですが、当該図書の購入につきましては、現時点で土浦市立図書館には市民からのリクエスト、リクエストというのは市民に向けたサービスで、図書館に所蔵のない図書を購入希望を出していただいているサービスなのですが、市民からのリクエストが現在4件上がっております。

図書館におきましても、こういった出版背景がございますことから、慎重に検討した結果、以下の理由によりまして図書館の資料として1冊購入することを考えております。理由としましては「土浦市図書館資料収集及び保存に関する方針」に基づきまして、当該図書は収集を制限するものではないと判断できるため。2番目に、社団法人日本図書館協会におきまして、当該図書については「図書館の提供制限に該当しない」との見解が示されているため、購入したいと考えています。

日本図書館協会の見解を資料の中に示させていただきました。基本的に公共図書館は国民の知る権利を尊重しまして、図書館において図書の提供は原則的に制限するものではないという考え方がありますが、その中で図書館協会が示す例外的に図書の提供制限があり得る条件を記しております。提供制限があり得る項目としましては、人権またはプライバシーを侵害するもの、わいせつ出版物であると判決が確定したもの、寄贈または寄託資料のうち、寄贈者または寄託者が公開を否とする非公刊資料。また、提供制限があり得る要件としまして、頒布差し止めの司法判断があること、頒布差し止めの司法判断が図書館に通知されていること、また、被害者が図書館に対しまして提供制限を求めたときであることが提供を制限する場合の項目及び要件としております。

4番の図書の取り扱いについてでございますが、当該図書の取り扱いにつきましては、通常どおりに貸出をいたしますが、社会的影響もかんがみまして、一般の利用者が本を自由に本棚から取れないようにする閉架保管としまして、利用者から貸し出しですとか予約の要望があるときに職員が本を用意して貸し出すこととしたいと考えています。理由としましては、社会的な関心が高いことから、出版や著作者への反発的な感情から図書自体への攻撃、汚損や破損、盗難等が通常の図書より可能性が高いと想定されますので、そういった攻撃を未然に防止するため、そのような措置をとりたいと考えております。

説明は以上でございます。

委員長 ありがとうございます。ただいまの図書の購入及び取り扱い、『絶歌』という話題の本ですけど、ただいまの説明について何かご質問ありますか。

説田委員 質問なんですけれども、利用者から要望があるときに貸し出すというようなんですが、年齢制限は特に設けずに、小学生6年生辺りが借りたいということがあった場合、それは応じるということになるわけですか。

図書館 現時点では年齢制限等は設けないと考えております。

委員長 ほかにごございますか。提供制限があるというのは、今みたいに年齢要件を入れてもいいわけですね。

木下委員 出版、販売されているわけですから、買えばだれでも見られるものではありますけれども、提供制限がある項目のところで人権またはプライバシーを侵害するものではないというふうに判断したところですが、被害者側は出版を差し止めてくれというような要求をしていたわけですから、そちら側に配慮するという部分を残せば、私は見てないからわからないですけども、衝撃的なものだと思うんです。ですから何歳ぐらいがいいかあれですけども、15歳、中学生ぐらいまでは利用制限を設けてもいいのかなという気がします、いかがでしょうか。

委員長 今現在、この閉架保管というのは何冊ぐらいあるんですか。

図書館 現在約35万冊ほど所蔵があるのですが、概算で申し訳ないのですが、約17万冊以上が閉架扱いです。閉架というのは、お客様が見える保管場所には限りがございますので、それ以降の古い本というのは閉架という形になっております。

委員長 それは特別な理由じゃなくて、古いということですね。今まで新しい本でこういう形にしたものはあるんですか。

図書館 こういった形で、新刊で出版されたときから、初めから閉架というものは私が知っている限りではないと思います。ただ、昨年度だったと思うのですが、赤毛のアンという本で話題になったときに、一時的に閉架扱いにしたことがあると思いますが、出版されたときからというのはありません。

委員長 ないですか。前に『はだしのゲン』なんかはありましたよね。あれはそのままだったんでしたっけ。原発の事故の後、ありましたよね。

図書館 はい。『はだしのゲン』も昨年か一昨年に話題になりましたが、当館では特に。

委員長 オープンにしていたんですよね。

図書館 閉架扱いにはいたしておりません。

委員長 今まではそういうのは例がないですね。特に制限を設けるということではなくて、申し出があったら貸し出すということでもよろしいですか。それとも何かというのなかなか難しいですよ。こういうのを買いましたというのは知らせているんですか。

図書館 積極的に知らせることではないと考えていますので。

委員長 それはリクエストした方が借りたいと言ってくるぐらいなんじゃないかな。

図書館 他の図書館もそうだと思うのですが、購入してインターネットで図書館のホームページで検索すると出てきますので、出てくると自分で名前を出してリクエストするのは憚られるけれども、図書館にあるから借りようかなと考える方はいらっしゃるのかなと考えます。それがどれぐらいになるのかは実際に運用を開始してみないと何とも言えないんですが。ほかの図書館に幾つか問い合わせ等をしてみたんですが、やはり判断に迷うというか、結論が出せないようで、そんなにオープンにはしないで、実際にリクエストもそんなに多くは上がってないということで、あとは市民の良識というあれなんです、そういったものなのではないかというのを聞きました。

教育部長 これ、今日の茨城新聞にこの『絶歌』の扱いのない図書館ということで、3面のトップに載ってしまっていて、まだ土浦の方は本日私たちが判断しておりますので、してないんですけども、購入するとしたものが笠間、水戸、筑西、行方、神栖、鉾田、小美玉の7市、それと茨城町、八千代町の2町、合計9市町村は買うということで決まっているようです。購入しないというのはこれに出ているんですが、残りは検討中ということでございますので、先ほどあった年齢制限等については、ほかの図書館についても買った後どうするか、多分検討されるんだと思います。そこについては私どもでももう一度検討させていただいて、制限すべきなのか、しなくてもいいのか、その辺はほかの市町村の図書館の様子を見ながら検討させていただきたいと存じます。

委員長 わかりました。なかなか年齢制限難しいです。よろしいですか。

教育部長 購入しないと決めた所もあります。茨城県立図書館は購入しないです。それと11市町村、名前は出てないんですけど、11の市町村では購入しないという決定をしたそうです。きょうの茨城新聞にはそういうふう書いてあります。

委員長 土浦では購入はするということでもよろしいですね。実際には絶版になっているわけではなくて、まだ市販されているので、読みたい人は買って読めばいいということ。

その後の公開についてはとりあえず閉架でいくということによろしいですか。年齢的な制限とかするかどうか、今後の検討ということにいたしたいと思います。ありがとうございました。

続きまして、7番、第74回国民体育大会競技の追加について、スポーツ振興課お願いします。

スポーツ振興課

先ほど教育長の報告事項にもございましたけれども、7月14日に開催されました第74回国民体育大会茨城県準備委員会第7回常任委員会におきまして、33ページに選定通知書がございますが、土浦市を会場といたしまして女子水球競技が実施されることになりました。これは平成32年に実施されます東京オリンピックに向けた選手強化策の一つでございまして、国体でまだ実施されていない種目の強化策の一つでございます。茨城国体から女子水球競技が正式競技採用されるというものでございます。

これによりまして土浦市では、軟式野球、高校軟式野球、相撲競技のほか、少年男子水球が土浦第二高等学校のプールを会場に実施されることになっておりますけれども、今回女子水球が追加実施されますので、土浦二高で実施される水球競技が当初3日間の予定でございましたけれども、1日延長されまして4日間の開催ということになります。

以上でございます。

委員長

ありがとうございます。第74回の国民体育大会競技で、女子水球を土浦二高のプールで行うということで通知が来ているわけですが、何かご質問ありますか。

教育長

土浦市で競技を何種目やるんだというときに、水球は1種目と考えるのか明確にしておく必要があると思う。

スポーツ振興課

競技としては男子も女子も水球という競技なので、1種目。軟式野球、高校軟式、相撲、水球の4種目でよろしいんじゃないかと思うんですが。

教育長

女子は、少年の部も成年の部も一緒なんだよね。

スポーツ振興課

女子はオープンです。

教育長

少年男子の部だけで、男子の成年はないの。

スポーツ振興課

ありません。国体競技にはないです。

教育長

国体の土浦での開催種目数について記者などの質問に答えられるように、県の国体事務局を確認しておいた方がいい。

スポーツ振興課

わかりました。

委員長

水球女子というのは今回から入るわけですか。初めてですか。

スポーツ振興課

茨城国体から入る予定だということです。今のところ、女子水球は国体で行われておりませんので。

委員長

初めてですか。これからは水球といえば、少年男子と女子ということになるわけですか。

スポーツ振興課

そうですね。

委員長

わかりました。1日長くなったということで大変ですが、土浦結構ありますよね。軟式野球と相撲と水球ということになりますかね。3種目ということですかね。

スポーツ振興課
委員長

言ってしまうと3種目になります。
よろしいですか。水球はもともとやることになっていたので試合数がふえるということですか。わかりました。よろしいですね。以上で報告事項は終わりたいと思います。

続いて、その他で何かございますか。

教育総務課

次回の開催日をお願いします。

—————次回定例会日程について協議—————

委員長

定例が今回19日3時からをお願いします。

それでは、長い時間ありがとうございました。以上をもちまして7月定例会を閉会といたします。ありがとうございました。